

## 多古町建設工事等入札予定価格の事前公表実施要領

(平成19年12月28日告示第98号)

### (目的)

第1条 この要領は、競争入札及び契約手続きの透明性かつ公平性を高め、競争性の一層の向上を図るため、多古町の発注する建設工事、業務委託、物件の買入れ等(以下「工事等」という。)に係る契約について、予定価格(予定価格調書に記載された消費税及び地方消費税を含まない価格をいう。)の事前公表を実施することに関し、必要な事項を定める。

### (公表の対象)

第2条 公表の対象は、原則として一般競争入札及び指名競争入札により執行するすべての工事等の契約とする。

### (公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札予定価格
- (2) 最低制限価格(設定しない場合を除く)

### (公表の方法及び時期)

第4条 公表の方法及び時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札により執行する場合は、入札公告において公表するものとする。
- (2) 指名競争入札により執行する場合は、指名通知において公表するものとする。

### (入札の執行方法)

第5条 事前公表した入札の執行については次のとおりとし、定めのない事項については入札約款によるものとする。

- (1) 予定価格を超える入札書を提出した者の入札は無効とする。
- (2) 入札の回数は1回とする。
- (3) 入札参加者に、入札金額の根拠となった工事費等内訳書の提出を求めることができる。なお、この場合、工事費等内訳書は参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない者又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札は無効とする。また、積算誤り等がある者は、次回以降の指名等において考慮するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成20年1月1日以降に執行する入札から施行する。
- 2 多古町建設工事等請負契約に係る予定価格の事後公表に関する基準(平成18年1月1日)は廃止する。